

身体拘束廃止委員会・指針

社会福祉法人 祥仁会 特養いいもり

1. 委員会設置の目的

サービスの提供にあたって、入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束の廃止を目的とする。
また、要介護施設従事者による高齢者虐待防止を目的とする。

2. 委員会の構成

施設長
介護支援専門員
看護職員
介護職員
居宅介護支援事業所・介護支援専門員
西部地域包括支援センター・社会福祉士
※ 委員長は、施設長とする。

3. 委員会の活動

- ① 身体拘束廃止及び虐待防止に向けて、職員への研修教育活動
- ② 身体拘束が必要かどうかの判断(関係者からの意見聴取)
- ③ 緊急やむを得ず身体拘束等をする場合の家族への説明
- ④ 身体拘束等についての記録
(身体拘束の態様及び時間、心身の状況、理由、委員会の活動内容等)
- ⑤ 看護・介護担当者からの意見聴取
- ⑥ 身体拘束及び虐待防止についての研究・調査

4. 委員会の開催

毎月1回、定期的に開催する。また、看護・介護から相談があった場合や委員会の活動上必要と認めた時に委員長又は副委員長が開催する。

特養いいもり身体拘束防止マニュアル

- ・ 特別養護老人ホーム特養いいもりは、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の方法により利用者の行動を制限しません。(契約第4条3)
- ・ 緊急やむを得ないと施設全体で判断する場合、以下の手続きを経て実施します。

1. 身体拘束廃止委員会の開催

委員会構成

施設長
介護支援専門員
看護職員
介護職員
居宅介護支援事業所・介護支援専門員
西部地域包括支援センター・社会福祉士
※委員長は、施設長とする。

委員会開催

毎月1回、定期的で開催する。また、看護・介護から相談があった場合又は活動上必要と認められた時に委員長又は副委員長が開催する。

委員会の役割

～身体拘束ゼロに向けて～

- ① 「利用者のその人らしさの生活を重視し、安心と安全を第一に過ごしていただく」ことを、施設全体で徹底するよう努力すること。
- ② カンファレンスや情報交換等で常に身体拘束廃止の視点で意見を言えること。
- ② 環境、設備等に常に配慮すること。

委員会の活動

- ① 身体拘束及び虐待防止に向けて、職員への研修教育活動
- ② 身体拘束が必要かどうかの判断(関係者からの聴取)
- ③ 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の家族への説明
- ④ 身体拘束についての記録
(身体拘束の様態及び時間、心身の状況、理由、委員会の活動内容等)
- ⑤ 看護・介護担当者からの意見聴取
- ⑥ 身体拘束廃止及び虐待防止についての研究・調査

委員会検討内容 下記三つの要件を全て満たす状態であることを確認する。

- ① **切迫性**・・・利用者本人、又は他の利用者の生命、又は身体が危険にさらされる危険性が著しく高いこと
 - ② **非代替性**・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する介護方法がないこと
 - ③ **一時性**・・・身体拘束その他の活動制限が、一時的なものであること
- ◎ 委員会にて、慎重な検討の結果、上記三つの要件を満たした「やむを得ない場合」であることが判断された場合は、施設長の指示に基づき下記の手続きを行う。

2. 利用者、家族等への説明

- (1) 家族、又は代理人(身元引受人等)に連絡し面接する。「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明・確認書」に基づいて介護支援専門員または生活相談員が詳細な説明を行う。
- (2) 家族等の十分な理解と同意を得て、署名捺印を求める。

3. 記録への記載

- (1) 実際に身体拘束を行う場合には、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・実際検討記録」に様態、時間、心身の状況等を記録する。

4. 拘束の解除を目標に継続的カンファレンスを行う

- (1) 身体拘束・行動制限が行われている場合には、解除することを目標に、身体拘束委員会また、ケアカンファレンスにおいて継続的カンファレンスを行い検討する。

具体的な身体拘束廃止アプローチマニュアル

※身体拘束廃止のためにまずなすべきこと…6つの方針

身体拘束を廃止することは決して容易ではない。看護・介護スタッフだけでなく、施設全体が、そして本人やその家族も含め全員が強い意思をもって取り組むことがなによりも大事である。身体拘束廃止に向けて重要なのは、まず以下の5つの方針を確かなものにする。

- ①身体拘束廃止をトップが決意し、施設全体で取り組みます。
- ②『身体拘束廃止委員会』等を設置し、多職種による議論のもと、共通の認識を持ち、取り組みます。
- ③利用者の家族と情報の共有を図り、身体拘束廃止に向けて理解と協力を得ます。
- ④事故が発生しない工夫や環境の整備に努めます。
- ⑤最新の専門的知識や技術を学ぶ機会を設け、積極的に取り入れていきます。
- ⑥やむを得ず身体拘束を行う場合は、「緊急性」、「非代替性」、「一時性」の要件を徹底して遵守します。

※身体拘束をせずにケアを行うために…3つの原則

身体拘束をせずにケアを行うためには、身体拘束を行わざるを得なくなる原因を特定し、その原因を除去するためにケアを見直すことが求められる。そのための原則と「介護保険指定基準」で禁止されている身体拘束の具体的な行為ごとに、配慮すべきポイントを紹介する。こうした取り組みによって、特養いもりのケア全体の向上や生活環境の改善を目指す。

1. 身体拘束を誘発する原因を探り除去する。

身体拘束をやむを得ず行う理由として、次のような状況を防止するために『必要』と言われることがある。

- ・ 徘徊や興奮状態での周囲への迷惑行為
- ・ 転倒の恐れのある不安定な歩行や点滴の抜去などの危険な行為
- ・ かきむしりや身体を叩き続けるなどの自傷行為
- ・ 姿勢が崩れ、体位保持が困難であること

しかし、それらの状況には必ずその人なりの理由や原因があり、ケアする側の関わり方環境に問題があることも少なくない。従って、その人なりの理由や原因を徹底的に探り、除去するケアが必要であり、そうすれば身体拘束を行う必要もなくなるのである。

2. 5つの基本的ケアを徹底する。

そのためには、まず、基本的なケアを十分に行い、生活のリズムを整えることが重要である。①起きる、②食べる、③排泄する、④清潔にする、⑤活動する(アクティビティ)という5つの基本的事項について、その人に合った十分なケアを徹底することである。

例えば、③排泄することについては、ア.自分で排泄できる、イ.声掛け、見守りがあれば排泄できる、ウ.尿意、便意はあるが部分的に介助が必要、エ.ほとんど自分で排泄できない、といった基本的な状態と、その他の状態のアセスメントを行いつつ、それをもとに個人ごとの適切なケアを検討する。

こうした基本的事項について、入所者ひとりひとりの状態に合わせた適切なケアを行うことが重要である。また、これらのケアを行う場合には、一人一人を見守り、接し、触れ合う機会を増やし、伝えたくてもうまく伝えられない気持ちやサインを受け止め、不安や不快、孤独を少しでも緩和していくことが求められる。

3. 身体拘束廃止をきっかけに「より良いケア」の実現

このように身体拘束の廃止を実現していく取り組みは、介護保険施設等におけるケア全体の向上や生活環境の改善のきっかけとなりうる。「身体拘束廃止」を最終ゴールとせず、身体拘束を廃止していく過程で提起された様々な課題を真摯に受け止め、より良いケアの実現に取り組んでいく事が必要。また、身体拘束禁止規定の対象になっていない行為でも、例えば、「言葉による拘束」など虐待的な行為があってはならないことは言うまでもない。

具体的な行為ごとの対応のポイント

・徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

- ◎ 徘徊そのものを問題と考えるのではなく、そのような行動をする原因・理由を究明し、対応策をとる。
- ◎ 転倒しても骨折やけがをしないような環境を整える。
- ◎ スキンシップを図る、見守りを強化・工夫する。

・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
・自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。

- ◎ 自分で動く事の多い時間やその理由を究明し、対応策をとる。
- ◎ ベッドから転落しても骨折やけがをしないような環境を整える。
- ◎ 見守りを強化・工夫するなど、常に関心を寄せておく。

・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

- ◎ 点滴、経管栄養等に頼らず、経口摂取が可能であるか十分に検討する。
- ◎ 点滴、経管栄養等を行う場合、時間や場所、環境を選び適切な設定をする。
- ◎ 管やルートが利用者に見えないようにする。
- ◎ 皮膚をかきむしらないよう、常に清潔にし、かゆみや不快を取り除く。

・車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。

- ◎ 車いすに長時間座らせたままにしないよう、アクティビティを工夫する。
- ◎ バランス感覚の向上や筋力アップのための段階的なりハビリプログラムを組んだり、又栄養状態の改善を図ることなどにより、全体的な自立支援を図る。
- ◎ 立ち上がる原因や目的を究明し、それを除くようにする。

- ◎ 身体にあった車いすやいすを使用する。
- ◎ 職員が見守りやすい場所で過ごしてもらう。

- ・ 車いすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ・ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げないような椅子を使用する。

- ◎ おむつに頼らない排泄を目指す。
- ◎ 脱衣やおむつはずしの原因や目的を究明し、それを除くようにする。
- ◎ かゆみや不快感を取り除く。
- ◎ 見守りを強化するとともに、他に関心をむけるようにする。

- ・ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

- ◎ 迷惑行為や徘徊そのものを問題と考えるのではなく、原因や目的を究明し、それを取り除くようにする。
- ◎ 見守りを強化・工夫するとともに、他に関心を向けるようにする。

要介護施設従事者による虐待防止マニュアル

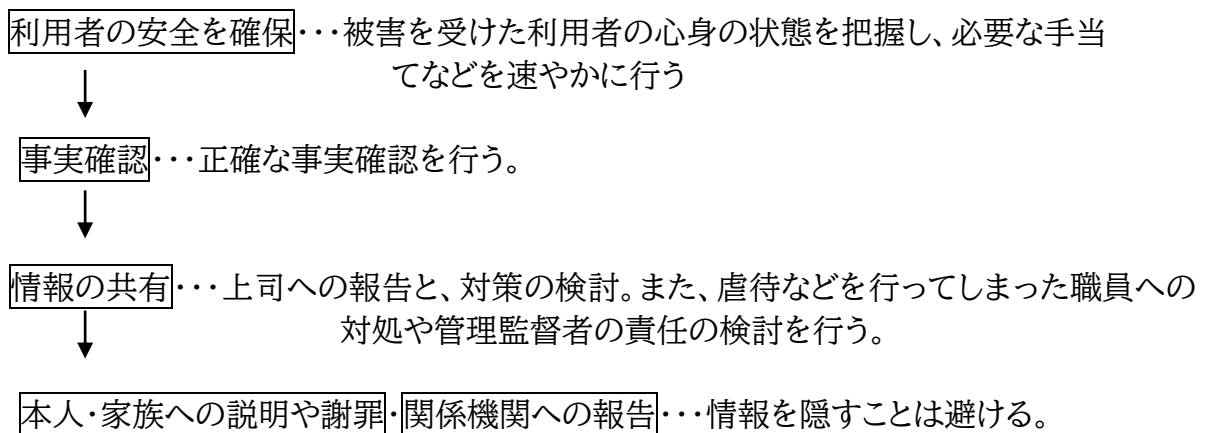
1. 要介護施設の設置者の責務

- ① 要介護施設従業者等へ研修を実施すること
- ② 利用者や家族からの苦情処理体制を整備すること
- ③ その他の要介護施設従事者等による高齢者虐待の防止の為の措置を講じること

2. 要介護施設従事者等による高齢者虐待に該当する行為

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 高齢者虐待・不適切なケアが起きた時の対応



※ 要介護施設従事者は、自分の働いている施設などで高齢者虐待を発見した場合、生命・身体への重大な危険が生じているか否かに関わらず、通報義務(努力義務ではない)が生じます(第 21 条第 1 項)

4. 高齢者虐待・不適切なケアの防止策

1) 組織運営の健全化

●理念とその共有の問題への対策

- ①介護の理念や組織運営の方針を明確にする
- ②理念や方針を職員間で共有する
- ③理念や方針を実現するための具体的な指針を掲示する

●組織体制の問題へ対策

- ①施設長をはじめとして、それぞれの職責・職種による責任や役割を明確にする
- ②苦情処理体制をはじめとする必要な組織を設置・運営する
- ③職員教育の体制を整える

●運営姿勢の問題への対策

- ①第三者の目を入れ、開かれた組織にする
- ②利用者・家族との情報共有に努める
- ③業務の目的や構造、具体的な流れを見直してみる

2) 負担やストレス・組織風土の改善

●負担の多さの問題への対策

- ①柔軟な人員配置を検討する
- ②効率優先や一斉介護・流れ作業を見直し、個別ケアを推進する
- ③もっとも負担が高まるとされる夜勤時については特段の配慮を行う

●ストレスの問題への対策

- ①職員のストレスを把握する
- ②上司や先輩にあたる職員が積極的に声をかけ、悩みを聴くよう心がける

●組織風土の問題への対策

- ①組織運営の健全化、チームアプローチの充実、倫理観とコンプライアンス(法令遵守)を高める教育の実施
- ③ 取組の過程を職員間で体験的に共有する
- ④ 負担の多さやストレスへの対策も十分に図る

3) チームアプローチの充実

● 役割や仕事の範囲の問題への対策

- ① 関係する職員がどのような役割を持つべきなのかを明確にする
- ② リーダーの役割を明確にする
- ③ チームとして動く範囲を確認する

● 職員間の連携の問題への対策

- ① 情報を共有するための仕組みや手順を明確に定める
- ② チームでの意思決定の仕組みや手順を明確に定める
- ③ よりよいケアを提供するためには立場を超えて協力することが必要不可欠であることを確認する

4) 倫理観とコンプライアンスを高める教育の実施

● “非”利用者本位の問題への対策

- ① 介護サービスにおける「利用者本位」という大原則をもう一度確認する
- ② 実際に提供しているケアの内容や方法がそれに基いたものであるかをチェックする

● 意識不足の問題への対策

- ① ごく基本的な職業倫理・専門性に関する学習を徹底する
- ② 目指すべき介護の理念をつくり共有する

● 虐待・身体拘束に関する知識の問題への対策

- ① 関連する法律や規定の内容を知識として学ぶ
- ② 身体拘束を行わないケアや虐待を未然に防ぐ方法を具体的に学ぶ

5) ケアの質の向上

● 認知症ケアの問題への対策

- ① 認知症という病気について、正確に理解する
- ② 行動・心理症状には本人なりの理由があるという姿勢で原因を探っていく

● アセスメントと個別ケアの問題への対策

- ① 利用者の心身状態をていねいにアセスメントする
- ② アセスメントに基いて個別の状況に即したケアを検討する

● ケアの質を高める教育の問題への対策

- ① 認知症ケアに関する知識を共有する
- ② アセスメントとその活用方法を具体的に学ぶ